　事務連絡

令和２年７月３１日

各指定居宅サービス事業所管理者　殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

指定居宅サービス事業所における非常災害対策計画の作成及び

避難訓練に関する自主点検のお願い

平素より東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

令和２年７月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、別添厚生労働省通知「介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和２年７月22日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長ほか連名）に基づき、あらためて各事業所におかれましては、**非常災害対策計画の作成や定期的な避難訓練等の実施がされているかについて自主点検をしていただきますようお願いいたします**。

〇点検対象施設・サービスは下記のとおりです。

①広域型特別養護老人ホーム②地域密着型特別養護老人ホーム③介護老人保健施設

④介護療養型医療施設⑤介護医療院⑥養護老人ホーム⑦軽費老人ホーム

⑧有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）

⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）

⑩有料老人ホーム（⑧及び⑨以外の住宅型有料老人ホーム。）⑪認知症対応型共同生活介護⑫小規模多機能型居宅介護⑬看護小規模多機能型居宅介護 ⑭**短期入所生活介護**

⑮**通所介護**（通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

⑯地域密着型通所介護（療養通所介護を除く。地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

⑰療養通所介護

⑱**通所リハビリテーション**（介護保険法第71 条による居宅サービスに係る第41 条第１項本文の指定を受けた事業所を含む。）

⑲認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

　介護事業者担当　電話　03-5320-4274